

**令和6年度 社会福祉法人 成光苑
せつつ桜苑・きりん 事業計画(案)**

【高齢者施設経営方針】

1. 安らぎのある生活と環境を提供し、生きる喜びを創造する。
2. 介護機能の多様化を図り、ご利用者に対し総合的なサービスを提供する。
3. 地域の一員として、地域福祉の活性化に貢献し、超高齢社会のセーフティネットの機能を発揮する。

【中長期経営ビジョン】

1. 「スタッフエンゲージメント（愛苑精神）」を高めることで、スタッフが求める貢献意欲を引き出すことと、「潜在顧客調査委員会」などを通じて地域課題を把握し、地域の社会資源と連携して地域の自主的な課題解決力向上をサポートする。【長期】
2. せつつ桜苑の建て替えの準備（人財確保を含む）を行う。【長期】
3. 世代人口が多い団塊ジュニア世代（昭和46年から昭和49年に生まれた世代）を中心に農福連携などを活用して多世代が交流する居場所及び有償を含めた活動の場並びにリスキング（学び直し）の場を創る。【中期】
4. 質の高い介護サービスを提供するため、「介護福祉士実務者研修」の資格所得支援及び「介護福祉士」資格受験対象者の内80%以上を合格に導く資格取得支援の仕組みを運用する。【中期】
5. デジタル技術の更なる活用で、情報の発信及びサービスの効率化並びに革新的なサービスの開発に努める。【中期】

【運営方針（基本的な取組方向）】

1. 確実、効果的かつ適正な事業経営

- (1) 令和6年度、介護報酬改定で取得可能な加算を取得する。また、「利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置」が求められていることに伴い、「施設サービス革新会議」の目的内容を一部変更し対応する。
- (2) 老人福祉センターでは、多世代交流や地域課題の解決などを含めた新規事業を行う。【新規 重点】
 - ①映画観賞会や英会話教室等の多世代向けに興味のある機会を創出し、交流を深める機会を作る。
- (3) 全介護保険事業の収支差の向上を図る。【重点】
 - ①すべての役職者が施設の経営状況を分析し、効率的な経営に取り組む。
 - ②桜苑全部署が1つのチームとして行動し、経営の改善を図る。
- (4) 設備等更新及び建て替えのための資金の積立を図る。
 - ①早期修繕を行うことで、修繕費の支出抑制に努める。
- (5) 働き方改革関連の法令及びルールの厳守。【重点】
 - ①ICTなどのデジタル技術の更なる活用で、業務の効率化を図る。
 - ②ケアプランデータ連携システムを導入し、コスト削減を図る。

- (6) SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）【社会的なネットワークを築くためのサービス】を対象別に使い分けて活用し、情報の発信力を高めることで、サービスの周知及び利用並びに職員採用に繋げる。【重点】
- (7) デイサービスセンターせつつ桜苑では、デイサービス専用の入浴場を新設し、自宅での入浴が不安な方に対して、どのような状態であっても入浴できる設備を完備する。また、入浴のみの利用を目的とした方の受け入れに取り組み、利用率UPに繋げる。【重点 新規】

2. 福祉サービスの質の向上

(1) 介護サービスの質の向上【重点】

- ①根拠に基づいた介護技術の習得強化。
- ②チャレンジシート、不適合報告書、顧客満足度調査などをセクション別に且つ総合的に分析して、介護サービスの質の向上に努める。
- ③全部門のチューターの質・数の向上を図るため、中堅スタッフの更なる育成に努める。
- ④DX（デジタルトランスフォーメーション）【デジタル技術による（生活やビジネスの）変革】を活用して、革新的な福祉サービスの開発に努める。
- ⑤大阪府社会福祉協議会 施設福祉部 老人施設部会の「講師BANK」に登録し、講師派遣する。

(2) 地域のサービスの質の向上

- ①業務に係る団体や職能団体などの役職を通じて、各団体の活動事業の質の向上及び連携に努める。
- ②①の役職を通じて、地域の課題などを把握して、地域の課題解決に努める。

3. 人財確保と育成・定着

(1) スタッフの定着を高める。【重点 新規】

- ①子育て世代や介護世代が働きやすいように、働きやすさ革新委員会のメンバーに参加し、職場環境の改善に努める。
- ②スタッフがワーク・ライフ・バランスを実践できるよう、勤務時間内に応じた業務内容に見直す。
- ③親睦会などを通して、職員の交流を深めるイベントを開催する。

(2) 人財確保に取り組む。【重点】

- ①実習生などからの入職を強化するため、教員及び講師の養成校への派遣並びに実習指導者数及び質の向上に取り組む。
- ②大学、短大、養成校からの積極的な実習の受け入れと、実習後の間接的なフォロー（実習報告会への参加や出張授業など）調整を行う。
- ③人財確保と人財育成各担当者の情報共有を更に強化する。
- ④介護福祉士養成校に対して、一定条件（介護福祉士かつ継続的実習受け入れ実績のある学校）をクリアした場合、実習費を免除する。

(3) スタッフ育成の充実

- ①法人理念・経営方針等が記載された「和顔愛語」の周知徹底を図り、高齢者部門

- サービスの原点を理解させ、成光苑マインドを持ったスタッフの育成に努める。
- ②介護福祉士の有資格率を高めるため、「介護福祉士実務者研修」講座の受講費用の立替や受講環境の整備、日本語教育支援等資格取得支援策を拡充する。
 - ③法人を挙げて取り組んでいる「農福連携」等イベントについて、見学や体験などを行う。

(4) スペシャリストとゼネラリストの選択

- ①中堅スタッフに対して、スペシャリスト(ある分野に特化した業務に就きながら、専門性を深めることによってキャリアアップする)またはゼネラリスト(多様な業務に就きながら、総合的判断を高めることによってキャリアアップする)の選択に応じた育成を行う。

4. 法人(施設)の特性を踏まえた取り組み

(1) 地域に焦点を当てた事業展開

- ①地域行事への参加
 - ・ 桜町自治会の主担当を増加し、様々な職員が地域と関われる機会を作る。
 - ・ 柳田地区市民体育祭、桜町歳末夜警等に参加する。
- ②市民への社会資源等の提供と生きがいづくり
 - ・ 福祉センター教養娯楽室及び4階廊下を活用し、随時作品展示を実施する。
 - ・ いきいきカレッジ閉講式にて同好会の告知及び館内にて案内チラシを配架し、周知を図る。

(2) 地域における福祉推進

- ①実習生の受け入れ(法人理念「2. 地域に開かれ、愛され、地域福祉の拠点となる施設経営を目指す」の考え方のうち、特に、次世代育成を目的に実施)
 - ・ 介護福祉士、社会福祉士、栄養士、介護支援専門員、介護等体験、職場体験学習を積極的に受け入れる。
 - ・ 介護福祉士、社会福祉士養成校及び実習生個々に応じた実習対応を行う。
 - ・ 介護福祉士養成校に対して、一定条件(介護福祉士かつ継続的に実習生受入実績あり)をクリアした場合、実習費を免除する。
 - ・ 介護福祉士、社会福祉士の実習生の受け入れを強化するため、実習指導候補者(介護福祉士、社会福祉士)に対して、実習指導者講習会の受講を促す。
 - ・ 介護福祉士、社会福祉士養成校からの非常勤講師、ゲストスピーカー、アンケートの依頼に協力し、社会福祉分野の人材育成に協力する。
- ②いきいきカレッジOB会の支援
 - ・ いきいきカレッジOB会定例会を5月頃に開催する。
- ③つどい場の支援
 - ・ 地域のボランティアの支援(つどい場)とボランティア担当スタッフのレベルアップに努める。
- ④子ども食堂
 - ・ 対象者は小学生から中学生で、同時に認知症カフェ等を実施し、世代間交流を図る。
 - ・ 低所得者の子どもたちにできるだけ多く参加してもらえるように、行政をは

じめ、子ども食堂ネットワーク等各種団体と連携して取り組む。

⑤きりんぼかぼかカフェ（オレンジカフェ）

- ・ 認知症についての知識を啓発するため、サロンを通じて地域の幼児から高齢者に至る集い（情報交換）の場としてのきりんぼかぼかカフェを原則屋内としつつ、出張開催なども含めて定期開催する。
- ・ 地域の住民同士の交流により、認知症のご本人やご家族も含めた地域にお住まいの方々が安心して在宅生活を継続できるサービスの創設を検討する。

⑥地域の社会資源との連携

- ・ 施設で受け付けている『相談カード』の活用および地域福祉計画等の調査結果を活用して、地域の医療や社会資源と共同で、多様な地域課題（移動手段、相談支援など）の解決に努める。

⑦地域派遣講座

- ・ 介護技術、認知症ケア等の講座として提供できるメニュー作りを行い、『摂津市まいどおおきに出前講座』に登録し、地域で年1回開催を目指す。
- ・ 大阪府社会福祉協議会 施設福祉部 老人施設部会の「講師BANK」及び『摂津市まいどおおきに出前講座』に登録し、年1回以上講師依頼を受ける。

⑧喫茶【重点 新規】

- ・ 地域の多世代交流の一環として、老人福祉センター集会室を喫茶スペースへ改装し、新たな交流の場を提供する。

(3) 地域の社会的な援護を要する人々（いわゆる社会的弱者）への支援

①介護保険サービス対象外のニーズへの対応

- ・ 介護保険対象外のサービス提供のニーズに対して、実費で対応する。

②低所得者対策

- ・ 社会福祉法人等による利用者負担軽減制度の対象者（低所得で特に生計が困難な方及び生活保護受給中の方）に対し、利用者負担軽減の措置を講ずる。

③中間的就労の機会の提供

- ・ 大阪府広域就労体験等協力事業所へ登録し、就労体験の受入や人財確保に努める。

④摂津市主催のフードバンク支援

- ・ 摂津市が主催するフードバンク（食品企業の製造工程で発生する規格外品などを引き取り、福祉施設等へ無料で提供する）事業の支援を行う。

⑤「協力雇用主」制度による刑務所出所者の雇用に努める。

- ・ 協力雇用主に登録し、刑務所出所者及び当苑の双方がともに雇用を検討した場合は、摂津市保護司会、大阪保護観察所保護観察官、大阪府就労支援事業者機構協力雇用主等支援員等のサポートを受けながら雇用の準備及びフォローを行う。

(4) 国際交流への取り組み

①他国籍のスタッフ採用

- ・ 中国籍のスタッフ1名（永住権取得済）を介護老人福祉施設の介護職として有期雇用を継続する。

②特定技能介護の受入れ

- ・ 特定技能介護3名（内訳：ベトナム人2名、中国人1名）継続して雇用する。
 - ③在留資格介護の受入れ
 - ・ 在留資格介護1名（ベトナム人）を雇用する。
 - ④技能実習生の受入れ【新規】
 - ・ 技能実習生2名以上（ベトナム人）を新たに雇用する。
- (5) 地域団体・法人間連携の取り組み
- ①市民への社会資源の提供
 - ・ 和顔愛語の「大切にしたい思い」を実践するため、地域のイベントが成功するように7月6日「福祉就職フェア」や11月10日摂津市主催の「介護の日啓発事業」等のイベントにスタッフを派遣する。
 - ②桜フェスティバルの開催
 - ・ 福祉センター教養娯楽室及び4階廊下を活用し、随時作品展示を実施する。
 - ③桜町自治会への役員派遣
 - ・ 桜町自治会の主担当を増加し、様々な職員が地域と関われる機会を作る。
 - ④千里丘ことぶき商店街への会合に参加
 - ・ 千里丘ことぶき商店街の一員として会合に参加し、連携して商店街の活性化に努める。（きりん）
 - ⑤老人作品展への出店（摂津市老人クラブ連合会が主催）
 - ・ 老人作品展の活性化に協力するため、桜苑の陶芸同好会からの出展を促し、当苑の活動を地域の方々へ周知する。
- (6) 災害支援・環境対策
- ①災害支援
 - ・ BCP（ビジネス・コンティニュティ・プラン：業務継続計画）対策委員会を通じて、BCPの周知とバージョンアップ等を毎月図る。
 - ・ 摂津市福祉避難所として、災害時の受け入れに備えた物品更新等を行う。
 - ・ 地域の自治会と防災協定書を交わし、地域・近隣施設との災害支援システム（コロナ禍で定員17名）を構築する。
 - ・ 地域の自治会と防災協定書を交わし、災害時は避難場所として開放する。
 - ・ 感染症の発生状況を考慮しつつ、地域ボランティアに年2回の避難訓練や施設の行事への参画要請に努めることにより、災害時に役立つ施設として周知に努める。
 - ・ 大阪DWA Tの養成研修修了者を増員し、災害対応に備える。
 - ②防災・防火訓練（連合自治会主催）
 - ・ 連合自治会主催の防災・防火訓練に参加する。（予定10月）
- (7) 非常災害対策（業務継続計画を含む）
- ①BCP（ビジネス・コンティニュティ・プラン：業務継続計画）を運用し、年1回の定期及び随時見直しする。【重点】
 - ②被害を受ける可能性が最も高い「水害」及び「台風」に対応できるよう、BCPを適宜更新するとともに、福祉避難所としての非常災害食等の在庫の更新などの対応に努める。
 - ③新型コロナウイルス感染症の発生状況を鑑みながら、BCPの観点から感染症対

策の 更新に努める。

④非常災害時に地域住民や関係機関との緊密な連携がとれるよう、スタッフ一人ひとりが災害発生時の自己の役割・行動について、あらゆる機会（研修・訓練等）を通して習熟しておく。

⑤スタッフへの緊急通報を一斉送信できるよう「S p e e C A N R A I D E N」を継続運用する。

(8) 法人（施設）独自の取り組み

①出張相談会・市役所送迎（大阪地区施設協同）

- ・ 出張型相談会・摂津市役所無料送迎（摂津市高齢介護課、摂津市社会福祉協議会、他法人と協同開催）を年3回以上開催する。

②喫茶【重点 新規】

- ・ 地域の多世代交流の一環として、老人福祉センター集会室を喫茶スペースへ改装し、新たな交流の場を提供する。（4.（2）⑧再掲）

③次世代の育成

- ・ 介護福祉士、社会福祉士養成校及び実習生個々に応じた実習対応を行う。
- ・ 介護福祉士養成校に対して、一定条件（介護福祉士かつ継続的に実習生受入実績あり）をクリアした場合、実習費を免除する。
- ・ 介護福祉士養成校からの要請により、非常勤講師として2科目（2名）派遣する。 4.（2）①再掲。

④在宅生活支援

- ・ 「地域包括ケア（医療や介護が必要な状態になっても、可能な限り、住み慣れた地域でその人が有する能力に応じ自立した生活を続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される）システム」構成要素の1つである「介護」のうち、特に、訪問介護を強化することで、可能な限り住み慣れた地域で継続して生活できるようにする。

⑤大阪しあわせネットワーク事業

- ・ C S W（コミュニティソーシャルワーカー）を全部署に配置し、それぞれ年1件以上相談対応を行う。
- ・ コロナ禍等も踏まえ、全C S W（コミュニティ・ソーシャル・ワーカー）の質の向上のための研修の機会を持つ。
- ・ 総合生活相談活動のアウトリーチを展開することや、支援がスムーズに行われるよう、ネットワークの拡大・充実に努めることを目的とし、市内のC S W連絡会（年3回開催）及び連絡会主催の研修会に1名以上参加する。
- ・ 安威川以北地域の総合生活相談を受け付ける。4ヶ月に1回リーダー施設として、相談事例の統括や研修会開催の企画を行う。